平成２７年（フ）第１１３号
さいたま市北区日進町１丁目222番地３　ハイユニメントＩＴＯＨ103
債務者　木村　　翠
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
埼玉県幸手市栄５番７―301号
債務者　早川　利子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
さいたま市桜区桜田２丁目16番13号
債務者　福田　　稔
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
さいたま市見沼区春岡２丁目８番地２
債務者　吉木美和子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
埼玉県春日部市粕壁東４丁目７番29号
債務者　宮尾　　猛
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
千葉県旭市蛇園3666番地
債務者　小林　正俊
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
千葉県銚子市前宿町750番地
債務者　長塚　有美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
千葉県匝瑳市新堀2167番地１
債務者　伊藤　里子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３６号
岡山県倉敷市中庄774番地　平松マンション102号
債務者　岩見　雄一
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１５６号
大阪市平野区喜連５丁目２番10号　ディットビージュー203号
債務者　盆子原　彩
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１号
神奈川県茅ヶ崎市赤松町11番49号　コースト茅ヶ崎101
債務者　日高　範子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０号
神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目22番15号　エスポワール205
債務者　望月　泰章
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５３号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅４街区１棟303号
債務者　山本　真義
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４７号
横浜市青葉区たちばな台１丁目13番地23
債務者　林　　勝彦
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７７号
横浜市戸塚区名瀬町1806番地　Ｋ―フォレスト102号
債務者　川口　絵里
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４号
栃木県鹿沼市村井町160番地１
債務者　仲田　晃子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１６９９号
福岡県春日市須玖北５丁目120番地　アルカディアＳＵＫＵ２・201号
破産者　前田　　工
1　破産債権の届出期間　平成27年４月16日まで
2　一般調査期日　平成27年５月８日午前10時15分
平成27年３月24日
福岡地方裁判所第４民事部